別記　　協約事項

1. セメント運賃ハ一噸ニ付一弗五重価上ノコト
2. 毒物運送ハ一吨ニ付金貳弗三十五弗ヲ加価ノコト
3. 定期仕込ヲ左ノ通リ制定ノコト
   イ. 大船　七十円、中船六十円、小船五十円
   ロ. 仕込日　月三回　十ノ日
   ハ. 勤定ハ毎月五日
4. 公傷ノ場合ハ治療費全額会社及拙トヒ休業期間仕込ノ日割数ヲ手当トシテ支給ノコト
5. 作業ヲ当トシテ一日一円五十銭支給ノコト
6. 遭難ノ場合ハ救恤金総会社及拙トヒ就業仕込ノ日割数ヲ手当トシテ支給ノコト
7. 有州運送ハ伴五円ニ価上、難仕込トシテ一航海五円ヲ支給ノコト
8. 有州行解ニ付テハ人命重ニ解件ニ遭難保険ヲ附スルコト
   金金　弐拾円、喜金　弐拾円、貸集ノコト　但シ改伴ハ五ヶ月間
9. 船歌病気ノ場合ハ全快迄仕込金貸集ノコト
10. 帯船料ハ四日目ヨリ五弗ノコト　◎弐船ノ分（爺勤械松島丸）
11. 給料ハ毎月五日迄ニ支給ノコト
12. 月二回ノ公休日ヲ定メ公休出勤ノ場合ハ日当弐円支給ノコト
13. 本船夜満役ノ場合ハ一人ニ付一円支給ノコト
14. 病気休業ノ場合ハ十五日迄ハ給料全数支給以後三ヶ月間ハ其ノ半数ヲ支給ノコト

以上

労秘第二四三二號
昭和九年十二月三日　警視廳鹽小栗一雄

9.12.7.
3991

内務大臣　後藤文夫殿
社會局長官殿

常務理事
部長
事務主任

（十月二十日解雇問題ニ發端シ横記回漕店ニ労働爭議發生）

要旨

（十月二十日ボート署ノ斡旋ニ依リ円満解決ス）

解雇問題ニ發端シ横記回漕店ニ労働爭議發生セルカ状況左記ノ通リ

記

一、爭議發生ノ場所
深川區佐賀町二ノ二四